

1. 弁護レジュメ1頁30行目において、「実行の着手は、構成要件に一部該当する行為である。」
- 5 としているが、結果犯において、構成要件該当行為をそれ自体として特定することは困難であり、結果として危険性判断に依拠せざるをえないのではないか。例えば、B説によれば、住居侵入窃盗において、住居侵入行為の時点で窃盗罪の実行の着手を認めるのか、それとも物色行為や物に触れた時点で実行の着手を認めるのかいずれによるものか説明していただきたい。
2. 形式的客観説は、理論的には、構成要件に該当する行為の一部が開始された時に実行の着手
- 10 を認めるとすることで一貫しているが、それよりも緩やかに認める見解として、「構成要件該当行為と直接関連ある自然的観察のもとにその一部として理解されるべき行為」の開始で足りるとする見解、「全体としてみて定型的に構成要件の内容をなすと解される行為」の開始で足りるとする見解がある¹。弁護側が採用するB説はいずれの見解を採用したものであるのか説明していただきたい。

¹ 浅田和茂『刑法総論[第3版]』(成文堂,2024)381頁参照。